

令和5年度結城市予算編成方針

1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況について、令和3年度決算における歳入面では、固定資産税が減少（△2.8%）する一方で景気の回復基調を受けて法人市民税が大きく伸び（+17.3%）、市税は全体として微増（+0.4%）した。市税以外では、寄附金が減少（△54.8%）したものの、地方消費税交付金（+8.8%）や法人事業税交付金（+64.2%）といった各種交付金、地方交付税（+6.0%）及び臨時財政対策債（+53.0%）が増加し、経常一般財源等は8億7千万円の増となり、歳入総額は前年度よりは減少したものの3年続けての200億円超えとなった。

歳出面では、市庁舎建設事業終了に伴い投資的経費（△61.0%）が、特別定額給付金支給事業終了に伴い補助費（△67.1%）が大きく減少する一方、扶助費は増加（+24.8%）し、人件費（+4.3%）、公債費（+2.3%）と合わせて義務的経費はすべて増加となっている。

財政指標に関しては、実質収支は約16億円、単年度収支も約5億8,000万円の黒字となった。経常収支比率についても前年度から8.3ポイント低下して83.9%となり大幅な改善が見られたが、それらの要因としては、臨時財政対策債発行可能額が伸びたことや普通交付税の追加交付がなされたことなどの外的な部分が大きく、一時的なものとの懸念があり財政の硬直化が解消したと楽観できる状況にはない。

財政健全化の指標では、実質公債費比率は0.3ポイント減の6.9%、将来負担比率は14.7ポイント減の39.9%となった。いずれも早期健全化基準を大きく下回る現状ではあるが、市庁舎建設に係る地方債の償還が今後ピークを迎え、指標も悪化することが想定される。

令和4年度の状況としては、歳入面では、市税は増加傾向にあり、感染症流行前の水準を取り戻しつつある。その一方で、普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額との合計額は前年度と比較して約7億円の減となっており、今後決定される特別交付税も上積みは期待できない状況である。

歳出面では、原油価格・物価高騰の影響に伴い燃料費や光熱水費といった経費の増加が確実であり、扶助費や分賦金、特別会計への繰出金等についても多額の一般財源を要する。

これからの財政見通しについて、歳入面では総務省における地方財政収支の仮試算においては地方税や地方譲与税が増額となる見通しではあるが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、エネルギー・食料品等の価格高騰、急激な円安の進行による輸入物価への影響など、市民生活や地域経済の先行きの不透

明さが増大しており、本市においても市税はもちろん地方消費税交付金や法人事業税交付金といった各種交付金に影響が出る可能性がある。

歳出面では、今後も原油価格・物価高騰の影響による経常経費の上昇が見込まれるほか、増加する社会保障関係経費や公債費に加え、結城市民文化センターの改修事業や小中学校適正配置等推進事業等の大型事業に係る費用も多額となり、本市の財政運営は予断を許さない厳しい状況にあるといえる。

このような中で策定された令和4年度第6次結城市総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく「令和5年度予算見込額等に関する調」では、令和5年度の財源不足額は約9億6千万円と想定されている。

2 予算編成方針

以上の点を踏まえ、令和5年度の予算編成方針は以下のとおりとする。

- (1) 令和3年度からスタートした第6次結城市総合計画前期基本計画が計画期間の折り返しを迎える。事業の進捗状況や今後の見通しを十分に点検し、将来都市像である「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」の実現を目指して、計画に定められた市民が真に求める施策、特に「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づける重点プロジェクトを中心に、各事業の選択と集中を徹底し限られた財源の効果的な配分を行い市民サービスの推進を図ること。
- (2) 市長公約として掲げられた基本的政策の5つの柱である「徹底子育て支援」、「文教都市・結城を創る」、「みんなにやさしい行政サービス」、「安心・安全な地域社会」、「強い経済で雇用を増やす」について、個別の施策を検討・調整の上、若い世代の移住・定住推進という視点を加え、適正な事業予算を編成し積極的な事業展開を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、ウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとする国の考え方「Withコロナ」に則り、引き続き感染拡大の防止に努めつつ、これを契機として前例や既成概念にとらわれない中長期的な視点をもって、感染拡大により明らかになった課題への対応や地域経済の好循環に向けた施策に取り組むこと。

3 予算編成の基本的事項

(1) 年間総計予算

当初予算には、一会計年度における一切の収入及び支出を編入しなければ

ならない。したがって、年間の財政需要の全てについて見積りを行った上で過大・過小とならないよう十分に精査し要求すること。なお、年度途中の補正は、予算編成過程で特に協議したもののほか、制度の改正による計画の変更等緊急やむを得ないものを除き、当初予算で要求して措置されなかったもの、財源の無いものについては原則として行わない。

また、当初予算において箇所付けされた事業以外への振替及び内容の大幅な変更等については、市政を推進する上で重要かつ緊急なもののみとし、執行に当たっては事前に財政課長を通じて企画財務部長と協議すること。

(2) 総合計画

実施計画に掲げた主要事業を総合的かつ計画的に実施することを旨とし、事業に優先順位を付して、事業費総額が実施計画計上額以内となるようゼロベースの視点に立って再積算を行った上で要求すること。

また、結城市人口ビジョン（2020改訂版）においては、今後の大幅な自然減による人口減少と少子高齢化の進行が想定されている。その対策のため、自律的で持続的な地域社会を創る事業を重点プロジェクトとして最優先で取り組むと同時に、他方では各事業費の積算に当たりこうした傾向を踏まえて、対象者数や総量を精査すること。

(3) 事務事業の見直し

既存の事務事業については、前例にとらわれることなく、決算状況や行政評価等のデータを活用し、ゼロベースの視点に立って十分な検討を行い、事業効果を確認すること。その際、歳出の抑制のみならず、事業の統廃合や終期の設定についても検討すること。

また、新規事業については、実施計画に位置付けされた事業であり、かつ、これまでの経緯その他諸般の状況を総合的・政策的に判断して、当該事業等を実施しないことで市政運営に著しい影響を及ぼす蓋然性が極めて高いと判断される場合のみとし、既存事業のスクラップ等を必須として、予算増・人員増にならないよう留意すること。原則として、一般財源の増額となるものは認めない。

(4) 財源の確保

市税収入については、地方財政計画の内容等を注視し、徴収率の向上と滞納繰越分の計画的な解消を前提に、目標とする徴収率を設定して予算額を積算すること。

地方交付税、地方譲与税及び地方消費税交付金等の依存一般財源については、国の予算や地方財政計画等及び過去の交付実績等に留意し、確実な見積りを行うこと。特に地方交付税については、税収の動向や制度改正に注視し、事業費補正等基礎数値の的確な把握に努めること。

負担金、使用料及び手数料については、原則として現行制度に基づき見積もることとするが、特に使用料については、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って、経済情勢や関係事務事業費の動向に即応した料率・単価により積算し、他市との比較検討を行うなど、改定を念頭に置いて見直しを行うこと。

財産収入については、未利用地及び遊休地等の売却について、時価に即応した価額により計画的に取り組み、収入の確保を図ること。なお、売却ができない相当の理由がある場合は、他用途への転用について検討を行うこと。

(5) ふるさと納税等

ふるさと納税による収入については、職員一人ひとりがPRの意識を強く持ち、各課においては魅力的な返礼品の創出に努めるとともに、各返礼品を必要とする層にターゲットを絞ったPR活動を強化し、より一層の自主財源の確保を図ること。

また、「結城市まち・ひと・しごと創生推進計画」に係る企業版ふるさと納税をはじめとする様々な民間資金についても、積極的な確保と活用を図ること。

(6) 国県補助

国及び県の予算編成の内容や交付制度の動向に十分留意し、国・県支出金等の財源を積極的に活用するとともに、的確な見込額を計上すること。特に国が「経済財政運営と改革の基本方針2022」において重点投資分野としている「グリーントランスフォーメーション(GX)」「デジタルトランスフォーメーション(DX)」については、脱炭素化やデジタル田園都市国家構想といった事業に係る補助制度等の動向に十分に注意を払うこと。また、制度改正等による変更が明らかでない場合は、現行制度に基づいて見積もるものとする。

なお、予算に計上した財源が年度中に減少した場合は、補正予算による財源の組替えにより対応することとし、一般財源で肩代わりして執行することのないよう事業内容を見直すこと。補助金等が廃止・縮減された場合には、一般財源で肩代わりせず、合わせて事業を廃止・縮減すること。

また、事業効果の低い補助金及び零細補助金や、単年度のみ補助金で翌年度から市単独事業となる補助金については、これらを受け入れないこととし、事業内容の精査と施策の厳選を行うこと。

(7) 市債

市債については、市庁舎建設事業に係る地方債の償還が本格化することに伴い実質公債費比率の上昇が見込まれる中で、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、引き続き新規発行を抑制していく方針を堅持しつつ適正かつ

効果的な活用を図る。

事業の実施に当たってはまず適債性を検討し、財源に地方債を充当する場合は財政課と事前協議すること。

(8) 経費の削減

行政事務費等物件費については、行財政改革を推進する観点からも計画的な執行や適正な在庫管理を基本として、必要かつ緊急なものに限り要求し、創意工夫により経費の一層の節減を図ること。

特に経常的経費については、経常収支比率の状況が不確実であることから、引き続きゼロベースの視点に立って厳しく精査することとし、その額を前年度予算額以内に抑えること。なお、物価高騰による影響についてはその限りではないが、状況に応じて仕様変更による事業費の抑制や代替品・手法の活用、適正な受益者負担への変更など、単純な歳出増以外の方法も検討すること。

また、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成の過程で弾力的に対応するので留意すること。

(9) 扶助費

扶助費等については、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により年々増加しているが、その一方で、毎年多額の不用と国県支出金の返還が生じている状況である。事業費の見積りに当たっては、令和3年度決算額に基づく分析や検証を踏まえ、制度改正や社会情勢の変化を的確に把握し、対象者数や単価等の積算根拠について十分に精査した上で、過大とならないよう真に必要な額を算定し要求すること。

(10) 補助金等

補助金等については、市単独補助金等の整理合理化をさらに進めるため、社会状況の変化を踏まえた必要性、費用対効果、補助率・補助限度額等の適正化の観点から十分な精査と検証を行い、平成27年度に出された補助金等審議会の答申を踏まえて、引き続き見直しを行うこと。

また、多額の繰越金を有する団体については、一時的に補助金交付を見合わせることもあるので注意すること。

法令等に基づかない各種団体等への負担金については、シーリングの対象経費としたところである。事業内容等を十分に検討し、近隣市町村の動向等を把握した上で、減額の要請や退会を視野に入れた見直しを行うこと。

(11) 投資的経費

社会資本の整備については、中長期的な視点に立って事業の必要性、緊急性、公共性、優先度、期間、費用対効果等を検討するとともに、特定財源に

については、関係機関との連絡を密にし、過大見積りとならないよう十分に協議すること。

特に公共施設に関しては、結城市公共施設個別施設計画を踏まえ、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、ほかの代替手段により対応可能かなど様々な角度から効果を十分に検証すること。

なお、市単独事業については、実施計画の見直しや再積算を行った上で、実施計画計上額の95%以内とすること。

(12) 継続費及び債務負担行為

継続費及び債務負担行為は、単年度予算主義の例外であり、将来に渡る負担が財政運営を圧迫する要因となるため、極力抑制に努め、安易に設定しないよう慎重に対処するものとし、新規の設定に当たっては、関係機関との調整や長期的な視野に立った検討を十分に行い、事前に財政課と協議すること。

なお、債務負担行為については、公共工事の施工時期平準化の観点から、その積極的な活用が国から求められているところである。工事量の年度末集中回避と年度当初の閑散期における増加を目的とした、年度をまたいだ工期設定や契約・発注の先行実施による新年度当初の工事着手などの措置について検討されたい。

(13) 特別会計及び企業会計等

特別会計及び企業会計においては、前記事項に準じてコスト削減を図るとともに、企業感覚に立ち、経営状況及び今後の見通し等を精査した事業計画（経営戦略）に基づき健全な運営を基本として編成すること。

特に、税及び税外収入の徴収率や上下水道事業における有収率の向上、土地区画整理事業における保留地の販売促進など、各々の会計が抱える問題点を十分に整理し、予算に反映させること。

なお、特別会計への繰出金が多額にのぼり、財政を圧迫する要因にもなっていることから、財務状況を反映した適正な料金の設定や事業の合理化を積極的に推進することにより、一般会計からの基準外の繰入金について抑制・縮減を前提に見積もること。

令和4年度決算見込額及び令和5年度予算見込額等に関する調（普通会計）

1（歳入）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 決 算 額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	令和4年度 決算見込額 (C)	決算増減率 $\frac{C-A}{A} \times 100$	令和5年度 予算見込額 (D)	予算増減率 $\frac{D-B}{B} \times 100$
1 市 税	6,852	6,924	6,924	1.1%	7,114	2.7%
2 地 方 譲 与 税	213	213	213	0.0	210	△ 1.4
3 各 種 交 付 金	1,393	1,323	1,323	△ 5.0	1,341	1.4
4 地 方 特 例 交 付 金	147	58	56	△ 61.9	52	△ 10.3
5 地 方 交 付 税	3,116	2,794	3,001	△ 3.7	3,031	8.5
(1) 普 通 交 付 税	2,761	2,494	2,701	△ 2.2	2,731	9.5
(2) 特 別 交 付 税	355	300	300	△ 15.5	300	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	5	5	0.0	5	0.0
7 分 担 金 及 び 負 担 金	82	84	84	2.4	84	0.0
8 使 用 料 及 び 手 数 料	119	132	132	10.9	132	0.0
9 国 庫 支 出 金	4,730	3,035	4,184	△ 11.5	2,951	△ 2.8
10 県 支 出 金	1,404	1,419	1,427	1.6	1,416	△ 0.2
11 財 産 収 入	17	152	74	335.3	75	△ 50.7
12 寄 附 金	82	200	102	24.4	250	25.0
13 繰 入 金	12	502	18	50.0	16	△ 96.8
14 繰 越 金	1,174	300	1,695	44.4	300	0.0
15 諸 収 入	361	339	389	7.8	341	0.6
16 市 債	1,286	747	884	△ 31.3	1,148	53.7
うち臨時財政対策債	896	331	253	△ 71.8	185	△ 44.1
計	20,993	18,227	20,511	△ 2.3	18,466	1.3

2（歳出）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 決 算 額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	令和4年度 決算見込額 (C)	決算増減率 $\frac{C-A}{A} \times 100$	令和5年度 予算見込額 (D)	予算増減率 $\frac{D-B}{B} \times 100$
1 人 件 費	2,936	3,092	3,096	5.4%	3,119	0.9%
2 扶 助 費	5,616	4,675	4,626	△ 17.6	4,784	2.3
3 公 債 費	1,520	1,556	1,556	2.4	1,679	7.9
4 物 件 費	2,934	2,987	3,437	17.1	3,078	3.0
5 維 持 補 修 費	105	168	188	79.0	171	1.8
6 補 助 費 等	2,699	2,870	3,632	34.6	2,725	△ 5.1
7 積 立 金	627	5	33	△ 94.7	5	0.0
8 投 資 及 び 出 資 金	0	0	0	-	0	-
9 貸 付 金	16	16	16	0.0	17	6.3
10 繰 出 金	1,633	1,750	1,690	3.5	1,784	1.9
11 普 通 建 設 事 業 費	1,212	1,073	1,449	19.6	2,030	89.2
(1) 補 助 事 業 費	617	379	711	15.2	621	63.9
(2) 単 独 事 業 費	595	694	738	24.0	1,409	103.0
12 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	-	0	-
13 予 備 費	0	35	0	-	35	0.0
計	19,298	18,227	19,723	2.2	19,427	6.6

※令和3年度決算額、令和4年度決算見込額には繰越額を含む。

財源不足額 △ 961

3 令和5年度予算見込額等の考え方

令和5年度予算における歳入及び歳出予算額の推計は、令和4年度当初予算及び決算見込額を勘案し、令和4年度第6次総合計画実施計画を基本ベースとして以下のとおりとした。

項 目		推 計 の 考 え 方
歳 入	市税	令和4年度の調定状況を基礎とし、過去の実績等や新型コロナウイルス感染症影響分を勘案して推計 徴収率は、令和4年度決算見込と同程度で推計
	地方譲与税	令和4年度普通交付税における地方譲与税の基準財政収入額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	地方交付税	普通交付税は、令和4年度交付基準額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	国県支出金	総合計画実施計画により推計
	臨時財政対策債	令和4年度発行可能額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	その他の収入	総合計画実施計画及び過去の決算推移などから推計
歳 出	人件費	令和3年度決算額及び令和4年度予算額・決算見込額を基礎とし、今後の職員数の動向、定年引上げや会計年度任用職員関係経費を勘案して推計
	扶助費	総合計画実施計画により推計
	公債費	既発債分に令和4年度及び総合計画実施計画による借入予定額を加算して推計
	普通建設事業費	総合計画実施計画により推計
	繰出金	特別会計ごとにそれぞれ特殊事情を勘案して推計
	その他の支出	総合計画実施計画により推計